

平成27年度 市の人事行政の運営等を公表します

詳しくは 総務課職員係 0954(63)2113

1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の競争試験の状況

区分	受験者数	最終合格者数
一般事務 A	38人	4人
一般事務 B	6人	1人
土木 C	1人	0人
土木 D	1人	0人
社会人経験者	27人	3人
保健師(追加募集)	7人	3人
合計	80人	11人

(2) 職員の採用の状況

区分	競争試験			選考試験			
	男性	女性	計	男性	女性	計	
職種	一般事務	2人	3人	5人	0人	0人	0人
	保健師	0人	2人	2人	0人	0人	0人
	社会人経験者	3人	0人	3人	0人	0人	0人
合計	5人	5人	10人	0人	0人	0人	

(3) 職員の退職の状況

区分	男性	女性	計
定年退職	4人	0人	4人
勸奨退職	0人	2人	2人
その他	0人	3人	3人
合計	4人	5人	9人

2. 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価制度の概要(平成28年4月1日現在)

評価の目的	職員の能力開発及び人材育成に活用する		
評価内容	能力評価	職員が職務を遂行する過程で発揮した知識、技能、執務姿勢及びその他の行動事実の評価を行う	
	目標評価	職員が設定した目標の達成度、職務遂行の結果もたらされた目標の評価を行う	
評価期間	4月1日から12月31日まで		
被評価者の範囲	すべての一般職の職員(派遣、休業等の職員を除く)		
評価者	(被評価者)	(第1次評価者)	(第2次評価者)
	部長級 課長級 部長級及び課長級以外の職員	副市長 部長級、教育長 課長級	— 副市長 部長級、教育長
評価方法	能力評価と目標評価の結果を基に、A・B・Cの3段階評価		
人事評価の活用方法	人事管理の一部に活用		

(2) 勤務成績の評定(平成28年4月1日現在)

評定対象職員	全職員
評定者	課長、部長、副市長
評定方法	勤務概評の総合評定をA・B・C・D・Eの5段階評価
勤務評定の活用方法	普通昇給の決定

3.職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間(標準的なもの)

1週間の正規の労働時間	1日の正規の労働時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

(2)年次有給休暇の取得状況(平成27年1月1日～平成27年12月31日)

総付与日数(A)	総取得日数(B)	全対象職員数(C)	平均取得日数(B)/(C)	消化率(B)/(A)
8,389日	2,081日	218人	9.5日	24.8%

※全対象職員数は、当該期間中に採用・退職した者および当該期間中に休業等の事由がある職員を除きます。

(3)時間外勤務および休日勤務等の状況

時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数
31,290時間	12.4時間

(4)育児休業等の取得状況

区分	男性職員	女性職員
平成27年度に新たに取得した者	0	3
平成26年度以前から引き続き取得している者	0	7

※総時間数には振替時間含まれます。

(5)特別休暇等の状況

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別
①公民権行使のための休暇	必要と認める期間	有給
②裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭するための休暇	必要と認める期間	有給
③骨髄提供のための休暇	必要と認める期間	有給
④結婚休暇	7日	有給
⑤妊産婦のつわり休暇	7日の範囲内で必要と認める期間	有給
⑥妊産婦の健康診査等のための休暇	必要と認める期間	有給
⑦出産休暇	出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの範囲内の期間	有給
⑧妻の出産に伴う休暇	3日の範囲内で必要と認める期間	有給
⑨生後満1歳に達しない子を育てるための休暇	1日2回(1回につき45分)	有給
⑩子の看護のための休暇	1年に5日(2人以上10日)の範囲内で必要と認める期間	有給
⑪短期の介護休暇	1年に5日の範囲内で必要と認める期間	有給
⑫生理休暇	2日の範囲内で必要とする期間	有給
⑬忌引	死亡者の区分に応じ1日から10日の範囲内	有給
⑭夏季休暇	3日の範囲内の期間	有給
⑮災害または交通機関の事故等による休暇	必要と認める期間	有給
⑯ボランティア休暇	1年に5日の範囲内で必要と認める期間	有給
⑰介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間	無給

4.職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分者数

処分手由	処分の種類				
	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合			0		0
心身の故障の場合	0	0	4人	0	4人
職に必要な適格性を欠く場合			0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合			0		0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例で定める事由による場合			0		0
合計	0	0	4人	0	4人

(2)懲戒処分者数

該当なし

5.職員のサービスの状況

(1)公益法人等への一般職の地方公務員の

派遣等に関する法律に基づく派遣の状況

該当なし

(2)営利企業等の従事許可の状況

営利企業等の従事内容	許可件数
営利を目的とする会社の役員等に就任する場合	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
報酬を得て事業または事務に従事する場合	2

6.職員の退職管理の状況

平成27年度退職者の再就職状況

区分	人数
(1) 平成27年度退職者数	9人
(2) (1)のうち本市へ採用した者	2人
再任用職員	2人
(3) (1)のうち本市以外へ再就職した者(※)	3人
民間企業等	1人
国及び他の地方公共団体	1人
その他 法人等	1人

(※)退職者からの再就職の状況に係る届出に基づきます。

7.職員の福祉および利益の保護の状況

(1)健康診断の実績

健康診断の種類		受診者数
定期健康診断	基本検診	100人
	胸部X線	98人
	胃検診	26人
	肝炎ウイルス検診	7人
人間ドッグ		136人
婦人(子宮がん)検診		10人
婦人(乳がん)検診		4人
VDT健診		53人

(3)福利厚生事業

事業名称	実施主体	決算額	公費負担額
職員互助会 福利厚生事業	鹿島市職員 互助会	5,462千円	1,969千円

(4)勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(5)不利益処分に関する不服申し立ての状況

該当なし

(2)公務員災害補償

区分	公務災害	通勤災害
申請件数	2	0
認定件数	2	0
不認定件数	0	0

8.職員の研修の状況

区分	研修内容	受講者数
市独自研修	メンタルヘルス研修、マイナンバー研修、文書管理研修、財務会計研修など	1,155人
派遣研修	市町村職員中央研修所および国際文化研修所研修	4人
	佐賀縣市町村振興協会主催研修など	123人
自主研修	実務研修(民間等主催研修会参加など)	32人
合計		1,314人

9.市の給与・定員管理等について

一般職員の給与などは、地方公務員法に基づき決定されます。具体的には、国や他の地方公共団体、民間企業等との均衡を図りながら、市議会の議決を経て定められます。

特別職の給与や報酬は、市内の公共的団体の代表者や住民によって構成される特別職報酬等審議会の答申をもとに、市議会の議決を経て定められます。

(1)総括

①人件費の状況(一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成28年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成26年度 の人件費率
平成27年度	30,361人	13,829,304千円	283,616千円	2,054,943千円	14.9%	15.1%

②職員給与費の状況(一般会計決算)

区分	職員数 A	給与費区分		給与費計 B	1人当たり給与費 B/A
平成27年度	205人	給料	793,210千円	1,221,318千円	5,958千円
		職員手当	126,015千円		
		期末・勤勉手当	302,093千円		

(注) 1.職員手当に、退職手当は含みません。

(注) 2.職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

(2)職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	鹿島市			国		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.0歳	333,329円	390,402円	43.6歳	331,816円	410,984円
			353,473円			

(注) 1.『平均給料月額』とは、職員の基本給を平均したものです。

(注) 2.『平均給与月額』とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はすべての諸手当込みのものであり、下段は国家公務員の平均給与月額と比較するために手当の種類を限定して算出したものです。

②職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分		鹿島市	国
一般行政職	大学卒	179,900円	176,700円
	高校卒	147,200円	144,600円

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成28年4月1日現在)

区分		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	251,125円	297,350円	350,033円
	高校卒	—	260,850円	289,000円

(3)一般行政職の級別職員数の状況(平成28年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職務内容	定型的な職務又は比較的高度の知識、経験を必要とする職員の職務	高度の知識又は経験を必要とする職員の職務	主任の職務	高度の知識又は経験を必要とする主任の職務もしくは係長又は主査の職務	課長補佐の職務	課長の職務	部長の職務
職員数	9人	9人	48人	80人	22人	19人	4人
構成比	4.7%	4.7%	25.1%	42.0%	11.5%	9.9%	2.1%

(4)職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当(平成27年度)

鹿島市		国
1人当たり平均支給額		
期末手当	928千円	—
勤勉手当	558千円	—
(支給割合)		(支給割合)
期末手当	2.6月分	同左
勤勉手当	1.6月分	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
◆役職加算 5~15%		◆役職加算 5~20%
		◆管理職加算 10~25%

※1人当たり平均支給額は、公営企業職員を除いた全職種に係る平均支給額です。

②退職手当(平成28年4月1日現在)

区分	鹿島市		国
支給率	自己都合	勸奨・定年	同左
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
勤続35年	41.325月分	49.59月分	
最高限度額	49.59月分	49.59月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置		
	2~20%加算		3~45%加算
1人当たり平均支給額	15,667千円		—

※1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る平均支給額です。

③特殊勤務手当(平成27年度)

支給実績	60千円
支給職員1人当たりの平均支給年額	7千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	3.9%
手当の種類(数)	3種類

※公営企業職員を除いた全職種に係るものです。

④時間外勤務手当

区分	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
26年度	87,214千円	425千円
27年度	71,588千円	356千円

※公営企業職員を除いた全職種に係るものです。

⑤その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	国の制度との比較(相違点)	支給実績(平成27年度)	支給職員1人当たりの平均支給年額(平成27年度)
扶養手当	同じ	26,473千円	199千円
住居手当	同じ	10,218千円	276千円
通勤手当	(交通用具利用者の通勤距離区分)	6,812千円	56千円
管理職手当	(役職区分)	12,789千円	556千円

※公営企業職員を除いた全職種に係るものです。

(5)特別職の報酬等の状況

(平成28年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 778,000円
	副市長 631,000円
報酬	議長 416,000円
	副議長 350,000円
	議員 331,000円
期末手当	市長・副市長・議長・副議長・議員 平成27年度支給割合 3.15月分 加算措置の状況 役職加算 15%
通勤手当	市長・副市長とも一般職と同じ
退職手当	市長 給料月額×在職月数×50/100 副市長 給料月額×在職月数×33/100 ※いずれも任期毎に支給

(6)職員数の状況

部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	職員数(人)		対前年増減数	
	平成27年	平成28年		
一般行政	議会	4	4	0
	総務	57	56	△1
	税務	16	16	0
	労働	2	2	0
	農林水産	24	25	1
	商工	10	10	0
	土木	22	23	1
	民生	30	31	1
	衛生	17	16	△1
	小計	182	183	1
行政特別	教育	21	21	0
	小計	21	21	0
公営企業等会計	水道	10	10	0
	下水道	9	9	0
	その他	15	15	0
	小計	34	34	0
合計	237 [312]	238 [312]	1	

(注)1職員数は一般職(教育長を除く)に属する職員数です。

(注)2 []内は、条例定数の合計です。